

週刊「税務通信」
No.3537 分冊

平成31年度税制改正大綱

平成30年12月14日
自由民主
公明
党
党

目 次

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方	-----	67
第二 平成31年度税制改正の具体的な内容	-----	77
一 個人所得課税	-----	77
二 資産課税	-----	92
三 法人課税	-----	104
四 消費課税	-----	119
五 國際課税	-----	128
六 納税環境整備	-----	138
七 関税	-----	142
第三 検討事項	-----	142

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

安倍内閣は、これまで、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組んできた。アベノミクスの推進により、生産年齢人口が450万人減少する中においても、経済は10%以上成長し、雇用は250万人増加した。賃金も2%程度の賃上げが5年連続で実現しており、雇用・所得環境は大きく改善している。

こうした経済環境の下、今こそ、少子高齢化という構造的な課題への対処に踏み出していく必要がある。高齢者から若者まで全ての世代が安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するとともに、財政健全化も確実に進めていくため、消費税率10%への引上げを平成31年10月に確実に実施する。

現在の景気の回復基調を持続させ、デフレ脱却・経済再生を確実なものとすることが必要であり、そのためには、企業が収益の拡大を賃金上昇・雇用拡大や設備投資の増加につなげることが重要である。企業経営者がマインドを変え、賃上げや手元資金を活用した投資拡大などに積極的に取り組むことを期待する。また、前回の平成26年4月の消費税率引上げの際には、駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じ、景気の回復力が弱まることとなったという経験を踏まえ、需要変動の平準化に向けてあらゆる手立てを尽くすことが不可欠である。

こうした観点も踏まえ、消費税率引上げ分の税収については、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建に、概ね半分ずつ充当することとしている。また、消費税率10%への引上げに当たり、低所得者に配慮する観点から実施することとしている軽減税率制度については、制度が円滑に実施されるよう事業者の準備促進に向けた取組みを徹底する。更に、消費税率の引上げと事業者による価格設定との関係について、事業

者・消費者の理解を深めていくための取組みを進めるとともに、予算・税制の両面からの支援により、税率引上げ後における購入も十分魅力的なものとするとの考え方の下、自動車と住宅に対する税制上の支援策を講ずる。

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路を実現するためには、潜在成長率を引き上げていくことが重要であり、「生産性革命」と「人づくり革命」に最優先で取り組む必要がある。このため、イノベーションを促進する研究開発を後押しする観点から研究開発税制を見直すとともに、中小企業による生産性向上のための投資を支援する措置を講ずる。更に、経済の好循環を一層拡大していくためには、経済成長の果実を地方に波及させていくことが不可欠であり、地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援等を講ずる。

地方創生を推進するとともに、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、地方税の充実確保を図りつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組む必要がある。このため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講ずる。

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年度税制改正大綱の内容のとおり、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

持続的な経済成長には日本企業の健全な海外展開促進とその果実の国内への還流という好循環も重要である。同時に、公平な競争条件を確保し、課税逃れに効果的に対応するためにも、国際税制及び税務当局間の情報交換体制を整備する必要がある。わが国は「BEPS（注）プロジェクト」において主導的役割を果たしてきたが、引き続き、電子化を含む経済実態の変化等に対応する国際的なルール作りに積極的に参画するとともに、諸外国にお